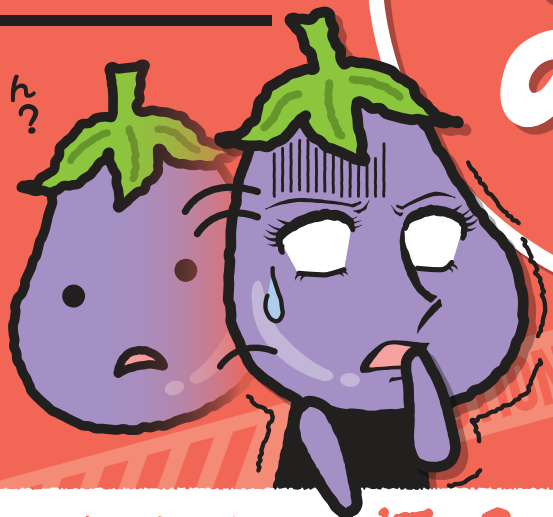


あなたの
時給と

比べて
みて!

どっちが
高い!?



働いている人
注目だよ!

あなたの賃金は

????? 時給
円

- ☑ 最低賃金は、国が法に基づいて定める「賃金の最低額」です
- ☑ 最低賃金は、都道府県ごとに毎年、見直されています
- ☑ 会社は、最低賃金額以上の賃金を支払う義務があります
- ☑ 最低賃金額を下回る賃金は法律違反となり、下回った場合、差額を請求できます
- ☑ 最低賃金は、パートタイマーや学生バイト、臨時、嘱託など雇用形態や呼称に関係なく、原則すべての労働者とその使用者に適用されます
- ☑ 派遣で働く人は、派遣先の都道府県の最低賃金が適用されます。

2021年
10月1日 から 滋賀県 の

地域別最低賃金は

896 時給
円



午後10時～午前5時に
勤務する場合
深夜割増25%を加算 1,120 時給
円

「深夜割増」以外にも「時間外割増」や「休日割増」が加算されるケースがあります。詳しくは、連合へご相談ください。



裏面で自分の時給を
計算してみよう!



「おかしいな?」「低いかも?」と思ったら「なんでも労働相談ホットライン」へ

い こう よ れん ごう に



0120-154-052

スマホ・携帯OK



日本労働組合総連合会滋賀県連合会（連合滋賀）

〒520-0807 滋賀県大津市松本2丁目10-6 連合福祉会館 3階
<https://rengo-shiga.jp/>

連合滋賀

検索



あなたの 最低賃金を



R&PV

1

確認

給料のうち対象となる項目を確認しよう

最低賃金との比較対象になるのは、基本給+諸手当(精皆勤手当・通勤手当・家族手当は除く)です。ボーナスや残業代、その他臨時の手当は含まれません。

対象

基本給 + 諸手当*

*精皆勤手当・通勤手当・家族手当は除く

対象
でない

•一時金(ボーナス) •残業代 •精皆勤手当
•通勤手当 •家族手当 •その他臨時の手当

2

比較

1時間あたりの金額に変換し、実際に比較しよう

職場ごとに決められている「所定労働時間」や「所定労働日数」を調べましょう。

就業規則や契約書等からわかります。

それをもとに以下の計算式で算出した金額と、最低賃金額とを比較します。

時給の人

時給額 そのままでOK!

日給の人

日給額 ÷ (1日の所定労働時間)

週給の人

週給額 ÷ (1日の所定労働時間 × 週の所定労働日数)

月給の人

月給額 ÷ (1日の所定労働時間 × 年間所定労働日数 ÷ 12)

歩合給の人

連合「なんでも労働相談ホットライン」にご相談ください

3

相談

自分の給料が最低賃金より低かったら相談しよう

- お勤め先に労働組合があれば、組合から経営者に申し入れをしましょう。
- 労働組合がなければ、連合「なんでも労働相談ホットライン」へ電話してみましょう。
- お勤めの業種によっては、より高い最低賃金が適用される場合があります。

あなたの賃金大丈夫?
ウェブでチェックできます!

「最低賃金よりも低いかも?」「おかしいな?」と感じたら…

なんでも労働相談ホットラインへ!

